

2021年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社メイホーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 尾松 豪紀  
(コード番号：7369 東証マザーズ・  
名証セントレックス)  
問合せ先 専 務 取 締 役 大井 昌彦  
(Tel. 058-255-1212)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年4月28日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式 300,000株  |
| (2) 募集株式の払込金額   | 未定(2021年5月17日の取締役会で決定する。)  |
| (3) 払 込 期 日   | 2021年6月1日(火曜日)   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                  | 増加する資本金の額は、2021年5月25日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法   | 発行価格での一般募集とし、東海東京証券株式会社、野村證券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社、安藤証券株式会社及び水戸証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。   |
| (6) 発 行 価 格   | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2021年5月25日に決定する。)   |
| (7) 申 込 期 間   | 2021年5月26日(水曜日)から<br>2021年5月31日(月曜日)まで   |
| (8) 申 込 株 数 単 位   | 100株   |
| (9) 株 式 受 渡 期 日   | 2021年6月2日(水曜日)   |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |  |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                   |  |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 104,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 愛知県稲沢市  
河合 清明 52,000株  
岐阜県揖斐郡池田町  
藤原 巧 52,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、東海東京証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 60,600株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号  
東海東京証券株式会社 60,600株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 60,600株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2021年6月23日（水曜日）
- (4) 払込期日 2021年6月24日（木曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年5月25日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で東海東京証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

#### 5. 親引けの件

上記1.の公募による募集株式発行にあたり、当社は、東海東京証券株式会社に対し、引受株式数のうち、20,200株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式		300,000株
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	104,000株
		オーバーアロットメントによる売出し	60,600株 (※)

(2) 需要の申告期間 2021年5月18日（火曜日）から  
2021年5月24日（月曜日）まで

(3) 価格決定日 2021年5月25日（火曜日）  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2021年5月26日（水曜日）から  
2021年5月31日（月曜日）まで

(5) 払込期日 2021年6月1日（火曜日）

(6) 株式受渡期日 2021年6月2日（水曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主である尾松豪紀（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,600株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、2021年6月2日から2021年6月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所又は名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,200,000株	
公募による増加株式数	300,000株	
第三者割当増資による増加株式数	60,600株	(最大)
増加後の発行済株式総数	1,560,600株	(最大)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額453,020千円（\*）については、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限93,105千円（\*）と合わせた手取概算額合計上限546,125千円を当社の事業拡大を見据えた広告宣伝費、人件費、その他及び長期借入金の返済に充当する予定であります。具体的には、以下のとおりであります。

広告宣伝費については、上場後の当社グループ規模の拡大に向け、新聞広告やメディア等への広告、プロモーションビデオ及び当社グループ紹介ツールの制作などPR活動を積極的に実施することにより、当社グループの認知度を向上させ企業理念に賛同していただける企業や人材にアピールすることを目的としております。この活動のための資金として、150,000千円（2022年6月期50,000千円、2023年6月期50,000千円、2024年6月期50,000千円）を充当する予定であります。

人件費については、各事業の収益力を強化するため、優秀な技術者等の人材を積極的に採用すること、上場後の内部管理体制をさらに充実させるため、管理部門の採用活動と既存の社員への教育活動を充実させることを目的としております。これらの活動のための資金として、100,000千円（2022年6月期20,000千円、2023年6月期30,000千円、2024年6月期50,000千円）を充当する予定であります。

その他については、M&Aに係る調査、外注費であり、基本合意書締結により具体的な案件の進展があった場合の資金として、30,000千円（2022年6月期10,000千円、2023年6月期10,000千円、2024年6月期10,000千円）を充当する予定であります。

長期借入金の返済については、財務体質強化を目的として、260,000千円（2022年6月期40,000千円、2023年6月期80,000千円、2024年6月期140,000千円）を充当する予定であります。

残額につきましては、将来における当社事業の成長に寄与するための支出に充当する方針ですが、当該内容等について現時点で具体化している事項はありません。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

（\*）有価証券届出書提出時における想定発行価格1,670円を基礎として算出した見込額であります。

### 4. 株主への利益配分

#### （1）利益配分の基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としておりますが、いまだ内部留保が充実しているとはいえ、2017年2月に純粋持株会社として設立されて以来、配当を行っておりません。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、「会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって行うことができる。」旨を定款に定めております。

また、当社は「会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

#### （2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、経営基盤の強化及び事業の拡大を実現させるための財源として利用していく予定であります。

#### （3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、内部留保の充実状況及び取り巻く事業環境を勘案しながら株主への利益の還元を目指してまいります。しかしながら、現状においては配当実施の可能性およびその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## (4) 過去の3決算期間の配当状況

	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	11,388.35円	△111.33円	6.84円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— ( — )	— ( — )	— ( — )
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	1.75%	—	3.10%
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値です。  
なお、2019年6月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 当社は、2020年12月2日付で普通株式1株につき2,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、2019年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2008年4月4日付名証自規G第8号及び2012年10月1日付同取扱い)に基づき、2018年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりであります。

なお、2018年6月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	5.69円	△111.33円	6.84円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— ( — )	— ( — )	— ( — )

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人である尾松豪紀、売出人である河合清明及び藤原巧並びに当社株主である山本恭司及び尾松恵子は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年11月28日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、上記2.の引受人の買取引受による売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2021年4月28日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」及び株式会社名古屋証券取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

## 6. 配分の基本方針

販売にあたりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」及び株式会社名古屋証券取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。